

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

公 告	○ 公立学校の廃止届の受理 .....	学校経理・施設課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与課	1頁
	○ 令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による 住居手当に関する規則 .....	福利・給与課	2頁

### 公 告

#### 三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和3年2月12日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
伊賀市立玉滝小学校	令和3年3月31日	伊賀市立阿山小学校と統合するため

### お 知 ら せ

令和3年2月12日付け三重県公報182号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月十二日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県人事委員会規則

#### 三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(権衡職員の範囲) 第四条 条例第十五条の三第二項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則	(権衡職員の範囲) 第四条 条例第十五条の三第二項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則

(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号) 第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。

(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号) 第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額八千円を超える家賃を支払っているものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 令和四年三月三十一日において公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第六十一号)附則第二項から第四項までの規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十五条の三第一項各号に該当することとなるものについては、令和三年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る公立学校職員の住居手当に関する規則第五条第一項の規定により行われた届出(令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則(令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号)第七条において準用する公立学校職員の住居手当に関する規則第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出)を令和四年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則をここに公布します。

令和三年二月十二日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県人事委員会規則

#### 三重県教育委員会規則 第二号

令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第六十一号。以下「改正給与条例」という。)附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第二条 改正給与条例附則第二項の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正給与条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前給与条例」という。)第十五条の三第一項第一号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十五条の三の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる職員

ロ 改正前給与条例第十五条の三の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正給与条例附則第二項に規定する旧手当額が二千元以下となる職員

四 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）による改正により、施行日において次に掲げる職員のいずれかに該当することとなった者

イ 公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。以下「規則」という。）第二条各号のいずれかに該当する職員

ロ 規則第三条に規定する住宅を借り受けている職員

五 前各号に掲げる職員に準ずる職員として三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第三条 改正給与条例附則第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十五条の三第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例附則第二項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 県委員会と人事委員会が協議して定める額

（権衡職員の範囲）

第四条 改正給与条例附則第三項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する職員であつて、当該職員となる前日において改正前給与条例第十五条の三第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年三月において当該職員でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

イ 無給休職者（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 停職者（法第二十九条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員をいう。）

ハ 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員

ホ 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

へ 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員をいう。）

ト 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十三年三重県条例第一号）第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第三号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

チ 厚生休暇職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十七条第二号に規定する休暇を与えられている職員をいう。）

二 次のいずれかに該当する者から引き続き新たに職員となつた者（任命権者を異にして異動した者に限る。）であつて、令和三年三月において職員であつたとしたならば改正前給与条例第十五条の三第一項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

イ 職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員

ロ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員

ハ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員

三 職員から引き続き次のいずれかに該当する者となつたものから引き続き新たに職員となつた者であつて、次のいずれかに該当する者となる前日において改正前給与条例第十五条の三第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年三月において次のいずれかに該当する者でなかつたとしたならば同項の規

定により同月に係る住居手当を支給されるものうち、引き続き同項に該当するもの

イ 国家公務員又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条に規定する独立行政法人をいう。）の職員

ロ 他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員又は県が設立する特定地方独立行政法人の役員

ハ 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員

ニ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員

ホ 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者

四 前各号に掲げる職員に準ずる職員として県委員会が人事委員会と協議して定める職員

（確認及び決定）

第五条 県委員会は、施行日の前日に改正前給与条例第十五条の三の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和三年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を規則第六条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正給与条例附則第二項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第六条 改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給は、令和三年四月から開始し、職員がこれらの規定の職員である要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和四年三月のいずれか早い月をもって終わる。

（規則の準用）

第七条 規則第五条から第九条まで（第八条第一項を除く。）の規定、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二号。以下この項において「事務処理規則」という。）の規定及び公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則（平成二十二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号。以下この項において「システム手続規則」という。）の規定は、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、規則第五条第一項中「新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十一号）附則第二項から第四項までの規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、規則第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第五条又は前項」と、規則第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替え、事務処理規則別表の二の項下欄中「次に掲げる事務」とあるのは「次に掲げる事務（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第七条の規定により準用する場合を含む。）」と読み替え、システム手続規則第二条第二号中「公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号）」とあるのは「公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第七条の規定により準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は県委員会と人事委員会が協議して定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発 行

神 戸 公 明 町 13 番 地 三 重 県 教 育 委 員 会